

岩手県告示第 246 号

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例の規定による閲覧の場所の指定（平成 10 年岩手県告示第 1028 号）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前		改正後	
2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所		2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所	
閲覧に係る書類を提出した特定非営利活動法人（以下「法人」という。）の主たる事務所が盛岡市、八幡平市、岩手郡及び紫波郡の区域内に所在する場合	[略]	閲覧に係る書類を提出した特定非営利活動法人（以下「法人」という。）の主たる事務所が盛岡市、八幡平市、岩手郡及び紫波郡の区域内に所在する場合（ <u>紫波郡のうち紫波町にあつては、紫波町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u> ）	[略]
法人の主たる事務所が奥州市及び胆沢郡の区域内に所在する場合	奥州市水沢区 大手町一丁目 2 番地 県南 広域振興局地 域支援部	法人の主たる事務所が奥州市及び胆沢郡の区域内に所在場合（ <u>奥州市にあつては、奥州市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u> ）	奥州市水沢区 大手町一丁目 2 番地 県南 広域振興局経 営企画部
法人の主たる事務所が花巻市及び遠野市の区域内に所在する場合	[略]	法人の主たる事務所が花巻市及び遠野市の区域内に所在場合（ <u>花巻市にあつては、花巻市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u> ）	[略]
法人の主たる事務所が北上市及び和賀郡の区域内に所在する場合	[略]	法人の主たる事務所が北上市及び和賀郡の区域内に所在場合（ <u>北上市にあつては北上市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、和賀郡にあつては和賀郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u> ）	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
法人の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡の区域内に所在する場合	[略]	法人の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡の区域内に所在場合（ <u>大船渡市にあつては、大船渡市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u> ）	[略]
法人の主たる事務所が釜石市及び上閉伊郡の区域内に所在する場合	[略]	法人の主たる事務所が釜石市及び上閉伊郡の区域内に所在場合（ <u>釜石市</u>	[略]

[略]		[略]	
法人の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合	[略]	法人の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合 <u>(九戸郡のうち洋野町にあつては、洋野町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。)</u>	[略]
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。